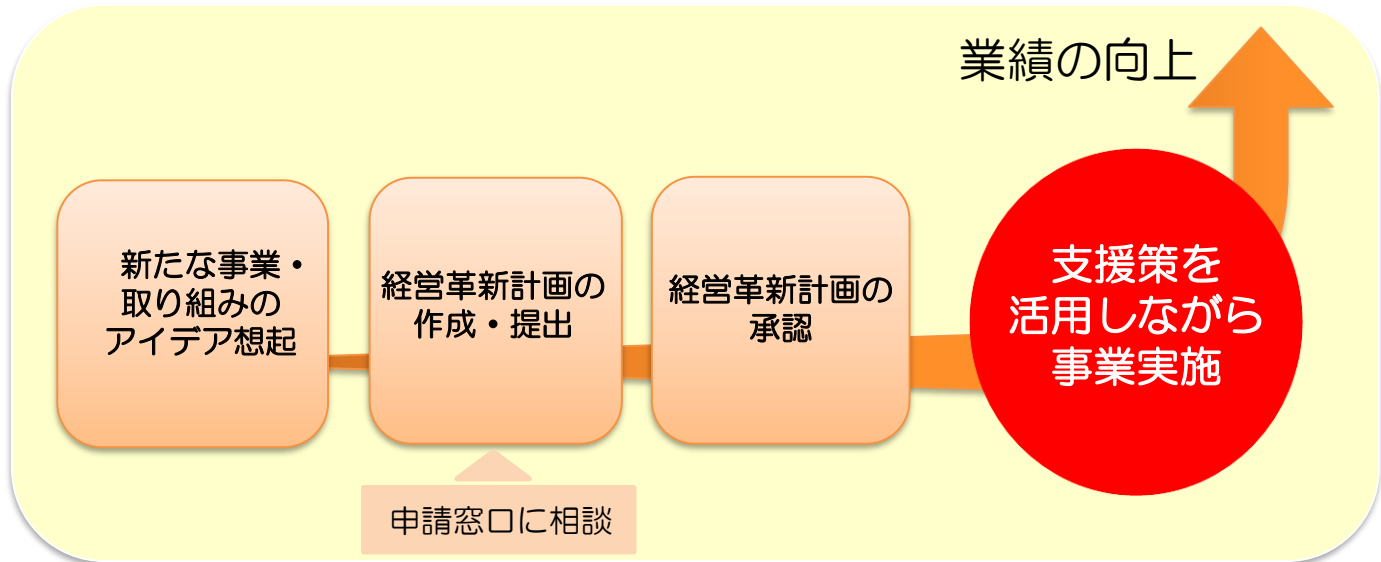


あなたの「夢」を応援します 経営革新計画

経営革新計画は、これから新事業に取り組もうとする事業者の思いを具現化するためのツールです。

中小企業等経営強化法に基づき、3～8年間の計画を作成することで、社内における経営目標や課題の共有・明確化を図ることができ、承認を受けることで信用保証の特例や販路開拓など、活用できる公的支援策の幅が更に広がります。



1 経営革新計画の概要

1 新規事業の内容

以下のいずれかの新たな事業活動を行うことによって、経営の向上を図るもの。

- ①新商品の開発または生産
- ②新役務（サービス）の開発または提供
- ③商品の新たな生産または販売方法の導入
- ④役務（サービス）の新たな提供方法の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

2 計画期間

3～5年の事業期間であること。ただし、研究開発を行う場合は、計画期間を最大8年間とすることができます。

3 目標とする経営指標

- ①付加価値額（企業全体または1人当たり）が年率3%以上向上すること
付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
- ②給与支給総額が年率1.5%以上向上すること
給与支給総額は、役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与、給与所得とされる手当（残業手当、家族扶養手当、通勤手当等）の合計です。

2 支援制度および問い合わせ先

信用保証の特例	通常の保証限度額と別枠の経営革新関連保証を受けられます。	愛知県信用保証協会 総合相談窓口 TEL.0120-454-754 名古屋市信用保証協会 TEL.052-212-3011
政策金融機関による特別貸付制度「新企業育成貸付」	(株)日本政策金融公庫において、一定の要件に従った融資を受けられます。	(株)日本政策金融公庫 名古屋支店、名古屋中支店、熱田支店、豊橋支店、岡崎支店、一宮支店
愛知県中小企業融資制度「経済環境適応資金 パワーアップ資金」	愛知県中小企業融資制度取扱金融機関において、一定の要件に従った融資を受けられます。	愛知県中小企業融資制度取扱金融機関の 県内店舗の窓口 愛知県 経済産業局中小企業部 中小企業金融課 融資・貸金業グループ TEL.052-954-6333
小規模企業者等設備貸与事業の特例	(公財)あいち産業振興機構が行う小規模企業者向けの設備貸与制度について、一部優遇された利率が適用されます。	(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 設備投資支援グループ TEL.052-715-3067
高度化融資制度	高度化事業に関し、(独)中小企業基盤整備機構の診断・助言を受けたうえで、長期・低利で融資を受けられます(組合等に限る)。	(独)中小企業基盤整備機構 地域経済振興部 地域振興企画課 TEL.03-5470-1528 愛知県 経済産業局中小企業部 中小企業金融課 設備導入・経営革新グループ TEL.052-954-6334
(株)日本政策金融公庫の特例	外国の銀行等から受ける融資に対し、(株)日本政策金融公庫が債務保証を行います。	(株)日本政策金融公庫 中小企業事業 名古屋支店、熱田支店、岡崎支店
貿易保険法の特例	外国の銀行等から受ける融資に対し、地銀等の保証に加え(独)日本貿易保険が海外事業資金貸付(貸付金債務等)保険を付保します。	(独)日本貿易保険 大阪支店 TEL.06-6233-4018
中小企業投資育成制度の特例	資本金が3億を超える企業であっても名古屋中小企業投資育成(株)の投資事業の対象となります。	名古屋中小企業投資育成(株) TEL.052-581-9541
販路開拓コーディネーター事業	大規模なマーケットである首都圏・近畿圏の市場をターゲットに、商社・メーカー等の企業OBが販路開拓を支援します。	(独)中小企業基盤整備機構 中部本部 企業支援課 TEL.052-220-0516

※計画の承認は支援策を保証するものではありません。計画承認後、利用を希望する支援策の申請先である支援機関の審査が別途必要になります。

※支援策について、実施機関ごとに運用が異なるため、内容や条件など変更となっている場合があります。詳細については、事前に実施機関にご確認ください。

3 申請窓口

経営革新計画の承認申請についてのご相談は下記の窓口で受け付けております。

「アイデアはあるが、申請書の作成方法がわからない」、「作成した経営革新計画についてアドバイスが欲しい」など経営革新についての相談等がありましたら、お近くの商工会・商工会議所、（公財）あいち産業振興機構、愛知県中小企業団体中央会、愛知県経済産業局担当課の窓口までお気軽にご相談ください。

申請窓口一覧

申請窓口	電話番号	住所
	ホームページ	
各商工会	下記URLから最寄りの商工会をお探してください。 http://www.aichiskr.or.jp/list/	
各商工会議所	下記URLから最寄りの商工会議所をお探してください。 http://www.aichipf-cci.jp/list/	
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3070	名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 http://www.aibsc.jp/
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811	名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 http://www.aiweb.or.jp/

愛知県の申請窓口一覧

業種	県担当課		
	課名	グループ名	直通電話
農林漁業・建設・不動産・金融保険業	中小企業金融課	設備導入・経営革新	052-954-6334 (経営革新総括)
運送・卸・小売・サービス・旅行業	商業流通課	商業振興	052-954-6337
繊維工業・窯業・食料品製造業	産業振興課	繊維・窯業・生活産業	052-954-6341
金属製品・機械製品・プラスチック製品・ゴム製品製造業	産業振興課	自動車・基盤産業	052-954-6345
情報通信業	産業振興課 次世代産業室	デジタル技術活用促進	052-954-7495
デザイン業	産業科学技術課	研究開発支援	052-954-6370
貿易関連卸売業	産業立地通商課	海外展開支援	052-954-6377

4 申請書類

下記の書類をご用意ください。

- 1 申請書（様式第13、変更申請の場合は様式第14）及び別表1～7の正本(2通)
- 2 法人の場合は定款の写し、個人事業主の場合は住民票（コピー可、住民票が発行されて3か月以内のもの、マイナンバーが表記されていないもの）
- 3
 - ・直前2期間の決算報告書（事業報告書又は営業報告書、貸借対照表、損益計算書、販管費内訳書、製造原価報告書、個別注記表【法人に限る】）
 - ・直前2期間の青色申告書又は、白色申告書（個人事業主に限る）

申請書の様式、手引きは愛知県のホームページから直接ダウンロードできます。
外国法人と共同で提出される場合は、県までお問い合わせください。

愛知県（中小企業金融課）のホームページ

URL : <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/0000042990.html>

Q&A

Q1 新たな取り組みについて

A1 個々の中小企業者にとって新たなものであれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として対象となります。ただし、業種ごとの同業の中小企業における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式の導入については対象外とします。

Q2 申請の受付はいつからいつまで可能ですか？

A2 年間を通して相談・受付を随時実施しています。

5 発行・お問い合わせ先

愛知県 経済産業局中小企業部 中小企業金融課
設備導入・経営革新グループ
電話 052-954-6334 FAX 052-954-6924
メール kinyu@pref.aichi.lg.jp

(2021.4)